

徳島県告示第九十号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和元年徳島県告示第四百八十二号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和二年二月二十六日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門